

監査結果公表第5－1号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

市長から、包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和5年8月29日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	南方 武
同	松田 憲幸

記

1 措置の内容の通知

令和5年8月23日付け八政行第160号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 南 方 武 様
八尾市監査委員 松 田 憲 幸 様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

○平成 30 年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

○令和元年度包括外部監査について

高齢者福祉に関する事務の執行について

○令和 2 年度包括外部監査について

公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

○令和 3 年度包括外部監査について

委託契約に関する事務の執行について

○令和 4 年度包括外部監査について

財産の管理及び運用に係る事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成 22 年度「歳入の執行事務について」、平成 23 年度「教育行政における取組み等について」、平成 24 年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び、平成 25 年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

○包括外部監査における改善措置等の状況(令和5年7月20日時点)

年度	監査の内容	結果意見の件数 (a)		令和5年1月20日までの 対応済み件数 (b)	今回対応分 (a)-(b) =(c)	今回対応済みとなった件数		次回以降に 対応する件数 (c)-(d)
						合計件数 (d)	内、「措置済み」件数	
H14～18年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(14出資法人)(15補助金)(16公共下水道)(17公の施設)(18市立病院)	結果	45	45					
	意見	441	441					
19 人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	—	—
	意見	33	32	1	0	0	0	1
H20～25年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(20保険事業)(21委託契約及び工事請負)(22歳入事務)(23教育行政)(24水道 事業)(25公共資産)	結果	23	23					
	意見	123	123					
26 生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—	—
	意見	22	21	1	0	0	0	1
27 市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	—	—
	意見	67	66	1	0	0	0	1
28 外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の 事務の執行について	結果	26	26	—	—	—	—	—
	意見	94	89	5	2	1	1	3
29 税務事務の執行について	結果	3	3	—	—	—	—	—
	意見	21	20	1	0	0	0	1
30 補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—	—
	意見	52	48	4	0	0	0	4
R1 高齢者福祉に関する事務の執行について	結果	18	18	—	—	—	—	—
	意見	66	55	11	1	1	0	10
R2 公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について	結果	15	15	—	—	—	—	—
	意見	77	50	27	12	12	0	15
R3 委託契約に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	—	—
	意見	95	58	37	14	14	0	23
R4 財産の管理及び運用に係る事務の執行について	結果	7		7	2	2	0	5
	意見	30		30	7	7	0	23
合 計	結果	163	156	7	2	2	0	5
	意見	1121	1003	118	36	35	1	82

1. 令和5年7月20日までに改善措置等を講じた事項

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について(2件)

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

2. 債権の管理

(個別事項)

(2) 障がい福祉サービス費等返還金

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	障がい福祉課	延滞金の徴収 減免手続きにつ いて	納付期限を超過した障がい福祉サービス費等返還金については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。		当該返還金に係る延滞金について、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条の規定に基づく免除の基準を要綱に定めました。 また、免除を決定する際の決裁文書において、当該規程を適用して行うこと明記するよう、所属における事務処理のマニュアルを改めました。 (措置済み)

(3) 市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等(駐車場・作業場使用料等)

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	住宅管理課	家賃等分納誓 約書の記入手 続きについて	家賃等分納誓約書における納付計画について、本人ではなく市職員による記入がされる場合は、複数人が立会う、経緯を記録するなど、ルールを設けた上で慎重に行うべきである。		家賃等分納誓約時におけるルールとして、市職員が記入する場合は、複数人で対応することとし、受付簿に対応の経緯を記載するよう事務を改めました。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について(36件)

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	観光・文化財課	外郭団体のあり 方の再検討に ついて	外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。 しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文	「八尾市文化財保存活用地域計画」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための基本方針を示すとともに、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方を見直し、埋蔵文化財発掘調査業務の今後の推移や、財団法人の職員体制等を踏まえ、業務の直営化や、財団	「八尾市文化財保存活用地域計画」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための基本方針を示すとともに、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方を見直し、埋蔵文化財発掘調査業務の今後の推移や、財団法人の職員体制等を踏まえ、業務の直営化や、財団

			<p>化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。</p> <p>したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。</p>	<p>法人と協議すべき内容、スケジュール等の検討を進めてきたところです。現在、財団法人と解散に向けて協議を進めています。</p>	<p>法人と協議すべき内容、スケジュール等の検討を進めてきたところです。</p> <p>今般、財団法人において令和5年度末での解散が決定され、今後は、業務を市に引き継ぎながら、文化財保護行政を再構築していくこととしました。</p> <p>(措置済み)</p>
2	文化財調査研究会 (観光・文化財課)	文化財調査研究会における中期計画の策定について	<p>平成27年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が40歳代前半であり、主に40歳代、50歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が20年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。</p> <p>文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。</p>	<p>市において、当法人の解散に向けた協議を進めるとの方針決定が示されたところであり、現在、市と協議を進めています。</p>	<p>中期計画の策定を検討を含めながら、当法人のあり方について市と協議を進めてきた結果、令和5年度末をもって当法人は解散することを決定いたしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、団体としての判断により、対応方針を確定)</p>

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
3	高齢介護課	事業報告の別紙収入支出明細書における総額表示について	<p>老人福祉センターの指定管理者が作成する事業報告別紙の収入明細書及び支出明細書には、「100円モーニング」事業について、当該事業の収入額と支出額は共に計上されていなかった。</p> <p>収入と支出を相殺的に処理することは、妥当ではないから是正されるべきであることを、市から指定管理者に指導すべきである。</p>	<p>令和2年度実施分より、収入額と支出額を計上するよう指定管理者に指導しておりましたが、コロナ禍における感染拡大防止の観点から事業休止となっているため、再開後、実績報告書にて確認予定です。</p>	<p>当該事業の令和4年度実施分につきまして、収入明細書及び支出明細書にそれぞれ収入額と支出額が計上されていることを確認しました。</p> <p>(措置済み)</p>

【令和2年度】公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(個別事項)

(3)八尾市立障害者総合福祉センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
4	障がい福祉課	修繕費の精算について	<p>精算対象である修繕費の中に、送迎車のメンテナンス等、指定管理者の所有・リースする物品等の維持に要する費用が含まれていた。精算対象となる修繕費については、現行の協定書を前提とする限り、市の所有物の価値を維持する費用に限定されたい。</p>	<p>精算対象となる修繕費について、次期選定時に向けて見直しを行っております。</p>	<p>精算対象となる修繕費について、対象を明確にし、令和5年度の指定管理者選定において、仕様書に明記しました。</p> <p>(措置済み)</p>

5	障がい福祉課	利用料金等収入から生じた剰余金について	利用料金等収入から生じた剰余金について、事前に福祉サービス公的給付の金額を正確に予測することは不可能であるが、予測が不正確なことに起因する収支変動に対応できない点で、現在の協定書は一部、合理的とはいえない部分がある。現在の指定期間中においても、協定書の協議条項を用い、指定管理者と協議の上、直近の運営実態に基づいた過去の指定管理料の精算や、将来の指定管理料の減額等を検討されたい。また、今後の指定管理においては、協定書上、指定管理料を定額で固定するのではなく、年度ごとに見直す旨の規定等を設け、これにより見直しを図る方式とすること等を検討されたい。	利用料金等収入から生じた剰余金については、別途協議条項により指定管理者と今後の取扱いも含めて協議を進めています。	利用料金等収入から生じた剰余金について、利用条件等を変える場合は事前に市と協議を行うこととし、収支変動に対応できるよう、令和5年度の指定管理者選定において、仕様書を見直しました。 (措置済み)
---	--------	---------------------	--	--	--

(5)八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	都市交通課	レンタサイクル事業の位置づけについて	自主事業であるレンタサイクル事業については、市と指定管理者との間の協定書や、今後の公募時の募集要項などにおいて、指定管理者の行うべき業務(例えば、提案を受けた内容を協定書に盛り込み、確実な実施を図る自主事業)とするなど、その位置付けについて考え方を整理するべきである。	次期指定管理者の公募時の募集要項において、レンタサイクル事業を自主事業ではなく、指定管理者の行うべき業務とするなど、整理を行ってまいります。	当該事業の位置づけについて、改めて整理を行い、指定管理業務として指定管理者に実施することは求めないこととし、仕様における位置づけが曖昧なものとならないよう、令和5年度の指定管理者選定において、仕様書に記載しないこととしました。 (措置済み)
7	都市交通課	自主事業としてのレンタサイクル事業の経費負担について	自主事業は本来、指定管理者の自己の費用によって行われるべきものであることに照らすと、今後の募集にあたっては、自主事業としてのレンタサイクル事業の経費負担について、(特に自転車の保管に要する地代、人件費、光熱費等の固定費の計算と納付の)考え方を検討されたい。	次期指定管理者の公募時には、レンタサイクル事業に係る経費負担について、事業の位置づけと合わせて考え方を整理してまいります。	令和5年度の指定管理者選定において、当該事業の位置づけについては指定管理業務としないこととして整理しており、自主事業として実施される場合の経費負担については指定管理業務に係る経費と明確に区分するよう、整理を行いました。 (措置済み)

(7)八尾市立総合体育館、八尾市立屋内プール等のスポーツ施設

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	文化・スポーツ振興課	新規事業者の参入促進に向けた取り組み(公募方法)について	指定管理者の募集時の応募団体数は、減少傾向にある。新規事業者の参入を促進し、競争性を向上させることにつながるような公募方法を工夫されたい。また、仕様書の変更にあたっては、競争性の向上やサービス水準の向上のための具体的なニーズの把握を行い、変更点についても効果を検証し次回の応募へつなげる体制を整備されたい。	次期公募時に応募が可能な事業者(現地説明会参加事業者、他市同種施設の指定管理者等)に事前調査を行い、応募意欲の向上に向けた具体策を検討してまいります。 上記の結果に基づき、公開情報の見直し、業務仕様の見直し等を実施してまいります。	令和5年度の指定管理者選定において、事前に応募が可能な事業者へのニーズ調査を行い、適切な範囲の情報開示を行うとともに、提案書の様式を見直すことで、新規事業者の参入を促進するよう取り組みました。 (措置済み)
9	文化・スポーツ振興課	新規事業者の参入促進に向けた取り組み(情報開示)について	現在の指定期間を対象とする募集時に受けた質問の中には、「フィットネス事業の備品に関する質問」や、「自主事業の収支に関する質問」が含まれていたが、「現指定管理者のノウハウ」に当たる情報であることを理由に回答することができないとしていた。指定管	指摘のあったフィットネス事業に係る備品については、次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に明記するよう見直しを行います。	指摘のあったフィットネス事業に係る備品については、令和5年度の指定管理者選定において、募集時の資料に掲載し、適切な範囲の情報開示に努めました。 (措置済み)

			理者の公募の際に、新規事業者が提案するにあたって必要性の高い情報は、既存事業者との間で情報格差が生じないように留意し、適切な範囲の情報開示に努める必要がある。次回の公募時以降、以上の点を考慮した公募方法とされたい。		
10	文化・スポーツ振興課	自主事業の収支報告について	協定書及び仕様書で、一定の条件のもとに実施を求めている自主事業の収支については、事業報告にて報告が必要な旨を明確にすべきである。また、自主事業も含めた管理運営に係る収支の実態を把握し、次回以降の公募条件の検討材料として有効に活用されたい。	次期指定管理者選定時の募集要項や仕様書等に明記するよう見直しを行います。	自主事業の収支報告については、令和5年度の指定管理者選定において、募集要項に報告義務を明記し、今後の公募条件の検討材料に活用することとしました。 (措置済み)
11	文化・スポーツ振興課	目的外使用許可と減免について	法人の事務所スペースについては、指定管理業務の拠点としてだけでなく、法人本部の執務を行うスペースであることから、無条件に使用料を全部免除することについては再検討する必要がある。また、自主事業による売店スペースについても、同施設内の喫茶スペースや自販機設置スペースが一定の目的外使用料を収めている点、また、指定管理者は売店による一定の収入を得ている点からも、減免の必要性を十分に検討した上で、使用料の減免の可否および減免率について検討されたい。	事務所については、目的外使用としつつも、当該法人の実施事業は市内スポーツ施設の指定管理業務を主とした市内のスポーツ振興に関する業務であることから減免は適当であると考えております。 売店については、目的外使用としつつも、利用者の利便性の向上に資する商品を用意しているものでありますが、その取扱いについては再検討しております。	事務所については、目的外使用としつつも、当該法人の実施事業は市内スポーツ施設の指定管理業務を主とした市内のスポーツ振興に関する業務であることから減免は適当であると判断しました。 また、売店など自主事業で施設の一部を使用する場合には、使用料の減免をしないこととしました。 (措置済み)
12	文化・スポーツ振興課	フィットネス事業で使用する備品について	体育館やプールのフィットネス機器は、現状のサービス維持を期待する以上は必須の機器となることから、公募の際の公平性を保ち、新規事業者の参入障壁とならないよう、機器は市の所有備品と位置付けることとするか、あるいは市の所有備品と位置付けない場合は、不公平にならないよう、別の解決策を検討されたい。	次回の公募に向け、現状の運用や経過等も踏まえつつ、公平性の観点から、検討しております。	令和5年度の指定管理者選定において、現状の運用や経過等も踏まえ既存の備品を整理した上で、フィットネス事業や事業に必要な備品について、仕様書に明記しました。 (措置済み)

(9)八尾市立歴史民俗資料館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	観光・文化財課	指定管理者の公募における「学芸員」の要件について	指定管理者を公募するにあたっての「学芸員」の要件については、施設の役割・特徴と、実際の指定管理者の参入可能性を考慮した形で、次の公募において、検討されたい。例えば、学芸員の研究実績等の要件を緩和する方法を考えられたい。もう一つは、施設の業務を分担し、市の職員が研究を担う方法の活用も検討されたい。職員が、「史資料」の整理・研究に従事する体制を作り、指定管理者側の学芸員配置の要件を緩和すること等が考えられる。	次回の指定管理者の選定に向け、指定管理者の参入可能性を考慮した形で資料館の体制を再検討するなかで、学芸員の要件についても見直しを検討いたします。	令和5年度の指定管理者選定において、学芸員に係る配置や研究実績等の要件について、施設の役割・特徴と、実際の指定管理者の参入可能性を考慮した形で見直しを行い、募集を行いました。 (措置済み)

14	観光・文化財課	展示スペースが狭小なことの克服について	施設のアウトリーチ的な機能の強化について、市が「仕様書」の段階で、「普及活動」に関する業務水準を設定しておく方法で、普及方法の頻度を明記することを考えられたい。どの指定管理者が担ったとしても、行うべき業務水準として位置付けることは重要である。市と指定管理者が協議し、指定管理者からの積極的な提案を求め、より効果的にアウトリーチ的な活動を求められたい。	次回の指定管理者の選定に向け、展示事業を補完できるよう、アウトリーチを中心とした普及活動の具体的な業務水準を仕様書に明記できるよう検討いたします。	令和5年度の指定管理者選定において、展示事業を補完するための出前授業やアウトリーチを積極的に行うよう仕様書に明記し、募集を行いました。 (措置済み)
----	---------	---------------------	---	---	--

(10)八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	観光・文化財課	備品の管理について	当該施設については、前制度である管理委託時代から長い年月が経過しており、市所有の備品と指定管理者所有の備品の配置が混在している状況である。指定管理者と市の担当者で備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるか点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行われたい。	指定管理者と市の担当者で備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるかを点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行います。	指定管理者と市の担当者で備品実査を行い、市か指定管理者か、どちらの備品であるかを点検し、備品台帳の登録状況、備品シールの添付状況等の全体的な点検を行いました。 (措置済み)

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(各論事項)

(6)外国人市民情報提供事業委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	人権政策課	情報発信の方法・手段のさらなる検討と地域コミュニティの醸成に向けて事業自体の目標を一歩進める必要性について	外国人市民への情報提供として、紙媒体の情報誌よりもSNSのようなデジタルツールの方が効果的な可能性があることから、紙媒体やウェブサイト以外のツールによる情報発信を検討し、また、外国人市民と市の間で継続的な接点を持てるような工夫をすべきである。	外国人市民への情報提供について、令和4年9月に開催された八尾市外国人市民会議での意見を踏まえつつ、デジタルツールを中心とした情報発信を検討しているところです。	外国人市民への情報提供について、外国人市民と市の間で継続的な接点を持てるよう、令和5年度よりデジタルツールを中心とした情報発信に見直しを行いました。 (措置済み)
17	人権政策課	現在の受託者に対する随意契約について	現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務内容や今後新たな情報ツールを用いることを模索していく時期になっていること等から、今後の契約相手方の選定にあたっては、競争性・公平性が確保される契約方法(プロポーザル等)を採用すべきである。	令和5年度より、外国人市民への情報提供として、デジタルツールを中心とした情報発信を行っていく予定であり、それらを活用するノウハウを有した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による選定を実施する予定です。	令和5年度より、外国人市民への情報提供として、デジタルツールを中心とした情報発信を行うため、ノウハウを有した事業者を公募型プロポーザル方式の実施により選定しました。 (措置済み)

(7) 人権啓発関係業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
18	人権政策課	仕様書において業務内容が明確になっておらず、業務実施内容の詳細が記載された報告書も提出されていない	仕様書で委託業務の内容がほとんど特定されていなかったため、委託業務の発注時に業務内容を明確に特定すべきである。また、受託者からは、業務実施内容の詳細が記載された報告書の提出を受けるべきである。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 業務内容を明確にした仕様書により令和4年度の契約を締結しました。 また、業務実施内容の詳細を把握できるよう、提出を求める報告書の記載事項について見直しを行ってまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 業務内容を明確にした仕様書により令和4年度の契約を締結しました。 また、業務完了報告時に、業務実施内容を詳細に把握できる報告書の提出を受け、業務が適切に行われていることを確認しました。 (措置済み)

(10) 八尾市福祉生活相談支援事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
19	地域共生推進課	2者以上からの見積書の取得	八尾市財務規則では、随意契約の際「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としている。この契約において、相手方以外の者から見積書を取得することが不可能とまでは思われないため、類似事業者に対して見積書を依頼するか、少なくとも、他の自治体における単価や委託料の計算方法などは調査すべきである。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 他の自治体への委託料単価等の調査に加え、公募型プロポーザル方式による事業者選定を通じて、委託費の適切性を検証いたしました。 また、次年度以降においては、契約毎に2者以上からの見積書の取得を行うなど、価格の公正性を示してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 他の自治体への委託料単価等の調査に加え、公募型プロポーザル方式による事業者選定を通じて、委託費の適切性を検証いたしました。 また、令和5年度においては、2者から見積書を取得し、委託費の適切性を検証した上で、委託契約を締結しました。 (措置済み)
20	地域共生推進課	委託費の積算・検証の不十分性	委託費が適切かどうかという点について、実労働時間・必要人員等を把握しての検証や、経費費目の合理性の検証を十分には行えていなかった。一者見積もりの一者随意契約であることに照らし、もう少し細かい委託費の計算は必要であるといえる。今後、市としてより詳細に委託費の適切性を検証すべきである。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 他の自治体への委託料単価等の調査に加え、公募型プロポーザル方式による事業者選定を通じて、委託費の適切性を検証いたしました。 また、次年度以降においては、契約毎に2者以上からの見積書の取得を行うなど、価格の公正性を示してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 他の自治体への委託料単価等の調査に加え、公募型プロポーザル方式による事業者選定を通じて、委託費の適切性を検証いたしました。 また、令和5年度においては、2者から見積書を取得し、委託費の適切性を検証した上で、委託契約を締結しました。 (措置済み)

(17) 集団検診業務に係る委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
21	健康推進課	市の職員が一部従事することについての契約書上の責任の明確化	検診業務は受託者が全責任を持って行うべきものであり、市は個別の職員に対する指揮命令を行うものではないことを、契約書上、明確にしておくことが妥当である。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 市と受託者それぞれの責任を明記した内容で次の契約を締結する予定です。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 市と受託者それぞれの責任を明記した内容で令和5年3月1日に委託契約を締結しました。 (措置済み)

(20) 八尾市パーソナル・サポート事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	労働支援課 人権政策課	居場所事業における日本語訓練等の在り方について	この事業で行われている外国人市民に対する日本語訓練の実施については、就労に距離がある方への支援という事業本来の目的とは異なる観点からの支援も相応に求められている実情があり、また、他の日本語関係の事業と、相当重複する部分があると思われる。外国人市民に向けた日本語学習支援の在り方	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 本人の就労意欲等を確認のうえ、就労に向けた日本語訓練を実施するとともに、日常的な日本語を学びたい外国人市民に対しては、国際交流センターの日本語交流事業を案内することで、事業の重複を解消してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 本人の就労意欲等を確認のうえ、就労に向けた日本語訓練を実施するとともに、日常的な日本語を学びたい外国人市民に対しては、他の日本語学習支援機関と調整・連携することを仕様書に明記し、事業の重複を解消いたしました。 (措置済み)

			を検討されたい。		
23	労働支援課	定期的な委託業者の見直しについて	平成 24 年度にプロポーザルが実施され、その後、同一の受託事業者との随意契約が継続しているが、事業環境の変化が生じており、当時は参入困難だった事業者についても参入可能性が高まっていると思われる。委託先の事業者について定期的な見直しを行うことが、委託業務の有効性の向上等を図る面でも有益と思われるため、定期的なプロポーザルの実施を検討されたい。	プロポーザルを実施し、令和5年度より、新たに選定した事業者による事業実施を予定しています。	令和5年2月にプロポーザル方式により事業者の選定を行いました。 今後も定期的な見直しに取り組んでまいります。 (措置済み)
24	労働支援課	支援後の状況の把握について	要支援者に対し、相談等の寄り添い型の就労支援を実施しているところ、生活上の支援が就労準備としての効果を上げているか否かを把握するうえでは、援助により、どの程度の人数・期間について、継続した就労が確保できたかを把握し、また、その成果についてのデータの抽出や分析を検討されたい。	就労が実現した支援者に対し、就労後半年を目安に、受託者より文書もしくは電話等にて就労状況を確認し、事業の効果を把握しており、年度末を目途にデータ抽出や分析を実施いたします。	就労が実現した支援者に対し、就労後半年を目安に、受託者より文書もしくは電話等にて就労状況を確認し、事業の効果を把握しており、年度末にはデータ抽出や分析を実施した上で、課題の洗い出しに活用することとしました。 (措置済み)

(21) 地域就労支援コーディネーター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
25	労働支援課	相談場所その他の事業の枠組み(福祉生活相談支援事業等の他の事業との関係等)について	委託対象となっている4か所の地域就労支援センターについて、コーディネーターは各1名であるにもかかわらず、地域ごとの相談件数等の格差が大きいため、すべてのセンターにフルタイムかつ専属のコーディネーターを配置するという枠組みは改善の余地がある。また、「福祉生活相談支援事業」との関係でも、事業の枠組みについては見直しの余地がある。場所・設置数等の見直しや他の相談事業との部分的な統合、直営と委託の範囲の見直し等、見直しの方向性は様々な方法が考えられるところ、実情に応じて検討されたい。	フルタイムかつ専属のコーディネーターを配置する枠組みについては、パーソナル・サポート事業と合わせてプロポーザルを実施することにより、地域ごとの相談件数に合わせた見直しを行い、効率的・効果的な事業実施を図ってまいります。 また、他の事業との重複については、主たる相談内容が就労以外であると認められる場合には、関係機関に適切につなげるとともに、連携して支援を行ってまいります。	フルタイムかつ専属のコーディネーターを配置する枠組みについては、パーソナル・サポート事業と合わせて事業者選定を実施し、地域ごとの相談件数に合わせて見直すなど、効率的・効果的な事業実施を図りました。 また、他の事業との重複について検討を行い、主たる相談内容が就労以外であると認められる場合には、関係機関に適切につなげるとともに、連携して支援を行うこととしました。 (措置済み)

(27) 令和2年度平日昼間水道施設修繕補修業務・令和2年度休日夜間水道施設修繕補修業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
26	工事管理課	局待機の必要性	修繕班は、夜間緊急の時間帯を除き、水道局内での待機(局待機)することが要請されているが、年々修繕件数が減少傾向にある中、修繕工事発生の有無に関わらず、修繕班を水道局内に長時間拘束することに伴うコスト(業務費)が修繕工事件数に見合ったものであるか、という観点からの検証が必要である。効率的な待機体制の構築と委託料の低減に向けて検討されたい。	待機体制の見直し等、委託料の低減に向けた検討を進めています。	局待機体制について、修繕工事件数を踏まえ、令和5年度より事業者の待機体制や使用する機械器具の配備を見直し、委託料の低減に取り組まれました。 (措置済み)

27	工事管理課	夜間緊急招集対応について	市は、受託者に対し、夜間に緊急招集を要請した場合、遅滞なく施工できる体制を整備することを要請し、一定の対応料を支払っているが、年間の修繕実績をふまえて、対応料の縮減につながるような方式を検討されたい。	本管等で大量の漏水が発生した場合は、漏水に伴う道路陥没等の2次災害の発生が予測されるため、夜間緊急招集対応料は必要であると考えておりますが、修繕補修業務全体で委託料の縮減につながる方式の見直しを進めています。	令和5年度より夜間緊急招集対応料を増額せず、夜間対応の局待機を緊急招集対応の方式にすることで、委託料の縮減に取り組みました。 (措置済み)
----	-------	--------------	--	--	---

(29)八尾市英語指導者派遣事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
28	学校教育推進課	入札の予定価格を設計した時の見積根拠の保存について	平成30年度に実施された一般競争入札(ただし、その契約価格は、翌年と翌々年の随意契約にも継承されている。)の予定価格の単価について、見積根拠が保存されていなかったが、複数業者の見積書等、見積根拠となる証跡を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。	入札の予定価格の見積根拠について、適切に保存するよう、管理手法の見直しを行ってまいります。	入札の予定価格の見積根拠について、見積書等、根拠となる証跡を残すよう、適切な管理手法に見直しました。 (措置済み)

(30)八尾市研究拠点校学習支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
29	学校教育推進課	随意契約の見積金額の検証について	前年度にプロポーザルにて選定した事業者と随意契約が行われているが、当該事業者から見積書を入手するのみで、他の事業者の見積金額等との比較等は実施されていなかった。財務規則に基づき、なるべく複数の事業者から見積書を入手するとともに、比較した見積書を残す等、検討過程および妥当と判断した結果について証跡を残す必要がある。	随意契約を行う際には、複数事業者より見積書を徴取し、契約額の検討過程及び妥当と判断した結果について証跡を残すよう、見直しを行ってまいります。	令和4年度の事業者選定時は、プロポーザル方式による選定を行い、令和5年度においては、「小規模特認校における特色ある教育推進事業」として一般競争入札を行い、価格の適正性を確保しました。 (措置済み)

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

1. 基金の管理

(個別事項)

(3)こども夢基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
30	こども若者政策課 関係課	基金を財源に実施する事業の決定方法について	子育て、教育、子ども向けの健康などに対する施策は、当基金の担当課以外でも、全庁的に行われている。 したがって、当基金の設置目的である「子どもが健やかに育ち、次世代育成を推進する」ことを達成するために、市全体で子どもの健全な育成を目的とする事業に当基金を活用できるように、市の施策決定プロセスである実施計画・予算編成過程における庁内での議論対象に当該基金の活用も含めた上で、活用する事業を決定していくことが望ましいと考える。		当該基金の設置目的を達成するため、活用方針を策定し、実施計画・予算編成過程において、当該方針に基づき関係課で協議を行い、充当する事業等を決定する仕組みを定めました。 (措置済み)

31	こども若者政策課	基金の活用方針の策定について	ふるさと納税により積立が増加しているが、担当課は翌年度の使用計画を立てているものの、基金の中長期的な活用方針を策定していない。 各年度の基金の活用計画の基礎となる基金の活用方針を担当課は策定するべきと考える。		当該基金の設置目的を達成するため、八尾市こどもいきいき未来計画の実現に向けた事業等に充当する内容の活用方針を策定しました。 (措置済み)
----	----------	----------------	---	--	--

(4)文化振興基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
32	文化・スポーツ振興課	基金の活用状況に係る情報開示について	平成27年度以降、従来まで同様の情報開示が行われていない。「寄附金はどのように活用されるか」など、より具体的なイメージができるよう、活用状況の要旨を明示すべきであると考え。		寄附金の活用状況を具体的にイメージできるように、ホームページを全面的に見直しました。 (措置済み)

(11)図書館資料充実基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
33	生涯学習課	教育委員会への報告事項の明確化について	当基金を設置した際、遺贈者の意向や取り崩しの方針についての決定内容が教育委員会へ報告されているが、その後の内容変更については報告がされていない。 教育委員会への報告事項が明確になっていないことにより、必要な報告が漏れ、その結果、中立的・専門的な行政運営を担保するために設置された教育委員会の機能が十分に働かない可能性がある。 教育委員会事務局から教育委員会への報告事項を明確にすべきであると考え。		取り崩しの方針について決定した内容を変更する場合など、当該基金について、教育委員会へ報告が必要な事項を明確にしました。 (措置済み)
34	生涯学習課	基金の活用状況の開示の拡充について	一般財源と基金から図書資料を購入している状況のため、基金で購入した図書資料を個別に開示するのは難しいとのことであるが、他の財源が含まれていることも示した上で、「寄附金はどのように活用されたか」など、より具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図るべきであると考え。		寄付金の活用について具体的なイメージができるように、寄付金により購入した図書資料の内容やその活用方法について、ホームページ等に掲載し、積極的な情報開示を行いました。 (措置済み)

2. 債権の管理

(共通事項)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
35	財政課	延滞金の徴収減免手続きの債権管理マニュアルへの追加について	福祉目的のため、所得水準に基づき徴収額が決定されるなど、支払能力を超える調定を実施していないなかで、所定の手続きを経ることなく、延滞金の減免を行っている債権が見受けられた。 債務者の状況を勘案して延滞金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で、必要な決裁を得て、文書として残す必要がある。 また、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条を適用して減免する際の手続きについては、		債権所管課が延滞金の徴収減免を行う場合に、必要となる手続き等について債権管理マニュアルに追記するとともに、債権管理研修を通じて周知を図りました。 (措置済み)

			複数の部署で実施されていなかったことから、債権管理マニュアルに明記して全部署に周知することが望ましいと考える。		
--	--	--	---	--	--

(個別事項)

(2) 市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等(駐車場・作業場使用料等)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
36	住宅管理課	決裁日付等の記載漏れについて	<p>伺い書の決裁は、家賃減免承認書が送付される根拠となる意思決定であることから、決裁日及び施行日などの事務処理に係る日付を記載することは重要な事務手続きである。</p> <p>市は令和4年度より伺い書によらず、システムにより文書管理を行っているが、同様の事案が生じないよう適正な事務手続きを行う必要がある。</p>		<p>令和4年度よりシステムにより文書管理を行っているため、決裁日付等の記載漏れは防止することができております。</p> <p>また、適正な事務手続きの重要性について、改めて課内で周知を行いました。</p> <p>(措置済み)</p>

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成 19 年度】 人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表 八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、計画的にケースワーカーの増員を進めているほか、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、体制の強化を図っています。職員数の不足につい</p>	<p>令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、計画的にケースワーカーの増員を進めているほか、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、体制の強化を図っています。職員数の不足につい</p>

				ては、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。	ては、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。
--	--	--	--	--	--

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高くなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれることから、導入の方向性を決定し、引き続き検討を進めているところです。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれることから、導入の方向性を決定し、引き続き検討を進めているところです。

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	文化振興事業団 (文化・スポーツ振興課)	法人全体の中 期計画等の策 定について	文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。 また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。	施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等を見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。	施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等を見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成 27 年度より5年間にわたり年間 16,000 千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和3年度の7年間で 73,268 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和4年度の8年間で 80,000 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	観光協会 (観光・文化財課)	中期計画の策定について	<p>観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。</p> <p>また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。</p>	<p>現在、市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。</p> <p>今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。</p>	<p>現在、市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。</p> <p>今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。</p>

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成 10 年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続しつつ、一定期間経過ごとに減</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>

			<p>免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。</p> <p>こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はありと考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。</p>		
--	--	--	--	--	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	コミュニティ政策推進課	八尾市校区まちづくり交付金について	<p>現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化につなげることが必要である。</p>	<p>R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>校区まちづくり交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、令和4年度の「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」からの提言を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>また、地域団体を所管する担当課と交付金や団体の支援のあり方等についての協議を行っており、今後も全庁的な協議を進めてまいります。</p>	<p>R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>校区まちづくり交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、令和4年度の「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」からの提言を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、現行の一括交付金方式を見直し、提案審査方式を導入する方針を決定いたしました。今後、住民主体の地域自治に寄与する取り組みに対して効果的に財源が活用されるよう、制度の詳細についても検討を進めてまいります。</p> <p>また、地域団体を所管する担当課と交付金や団体の支援のあり方等についての協議を行っており、今後も全庁的な協議を進めてまいります。</p>
2	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	<p>現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。</p>		

3	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
4	高齢介護課	八尾市高齢労働能力活用事業補助金について	本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費(例えば役員報酬)も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	キャッシュカードを端末で読み込む方法による口座振替の導入について	国民健康保険料等については、キャッシュカードを窓口を設置している端末に読み込ませる方法により、銀行印なしで口座振替を申し込む方法が採用されているが、介護保険料については、それが採用されていない。 他市における徴収率の増加への寄与の動向や、導入費用・手数料等のコストを踏まえ、上記の方法の導入の是非を検討すべきである。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。
2	高齢介護課	税部局等との連携について	現在、介護保険料の滞納については、市税等の他の強制徴収債権を所管する部局等との間で、ノウハウの共有や個別の案件の具体的な照会、その他の情報共有に関する具体的な連携はなされていない。 滞納者の資産や収入、交渉状況等について、税部局への照会等の方法による情報共有を検討すべきである。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税部局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税部局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。
3	高齢介護課 地域支援室	市が特定の事業者への委託契約を行う方式について	徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約は、市が特定の事業者へ、GPSによる探知システムの運用を委託し、市が「委託者」となり、事業者に初期費用相当額を委託料として支払うというものである。しかし、利用者と事業者との間では、通常の直接契約するサービス利用者の場合と同様に契約がされており、また、毎月の利用料等について、市は特に補助等を行わないといったことに照らせば、その実質は高齢者や家族がGPSを利用する際の初期費用の補助としての側面が強い。 市が特定の事業者との随意契約による委託という方式により、費用を拠出することは、特定の事業者のみを有利に取り扱うことになり、事業者間の公平という見地から問題がある。初期費用の一定額補助や複数	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、有効かつ適切な事業内容について検討を進めております。	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、有効かつ適切な事業内容について検討を進めております。

			事業者への委託であれば、このような問題は生じない。現行の委託方式の継続の是非を検討されたい。		
4	高齢介護課	将来的な事業の方向性について	高齢者住宅等安心確保事業は、大阪府管住宅に生活援助員を派遣し、安否の確認・緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うというものである。しかし、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」が急速に増加しており、府市双方が協議の上、事業の継続の必要性やニーズに即した事業の在り方を検討されたい。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。
5	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の選定方法について	地域包括支援センターの業務委託先の選定については、15か所のうち、公募型プロポーザル手続を実施したものは2か所に過ぎない。残りのセンターについては、従前のセンター運営実績に照らして1者のみの検討、あるいは1者のみに提案させてプロポーザル手続同様の検討を行う、という方法で相手方を選定する随意契約となっていた。 仮に結果として、担当区域においてセンターの運営を担う能力があると見込まれる法人に限られていたとしても、本来的には契約の都度、随意契約理由の有無を確認すべきであるし、契約相手先の選定について、少なくとも5年程度の期間ごとに、プロポーザル等によって不特定多数の者に応募の機会を保障すべきである。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向けて進めておりましたが、長引くコロナ禍における高齢者への影響を鑑み、選定を延期しました。地域包括支援センターの円滑な運営を考慮し、現在、令和5年度での公募型プロポーザル実施に向け、準備を進めているところです。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向けて進めておりましたが、長引くコロナ禍における高齢者への影響を鑑み、選定を延期しました。地域包括支援センターの円滑な運営を考慮し、現在、令和6年4月からの契約に向け、公募型プロポーザルにより選定を進めているところです。
6	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の契約の更新手続について	地域包括支援センターの業務委託契約は、単年度更新とされており、法的には毎年新たに随意契約を締結しているということになるところ、この更新の際には、新たに公募型プロポーザルによる契約相手方の選定を行うことなく、同じ相手方と随意契約を締結している。 今後、数年に1度は公募型プロポーザルを実施するなどの方法により、契約相手先選定の透明性や公正性の確保を明確な形で図るべきである。また、プロポーザル方式で選定された事業者が、当該年度の業務のみならず、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことをプロポーザル仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠き、意欲的な事業者の参入機会を減殺すると考えられる。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向けて進めておりましたが、長引くコロナ禍における高齢者への影響を鑑み、選定を延期しました。地域包括支援センターの円滑な運営を考慮し、現在、令和5年度での公募型プロポーザル実施に向け、準備を進めているところです。	地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、令和3年度での公募型プロポーザルに向けて進めておりましたが、長引くコロナ禍における高齢者への影響を鑑み、選定を延期しました。地域包括支援センターの円滑な運営を考慮し、現在、令和6年4月からの契約に向け、公募型プロポーザルにより選定を進めるところです。
7	高齢介護課	老人福祉センターを含めた近隣の公共施設の役割の見直しについて	2か所の老人福祉センターは、築年数が40年を超え老朽化が進んでおり、現状、当該施設を使い続けるにあたっては、多額の修繕費用又は更新(建替)費用が発生するものと想定される。 同じ地域に存在する他の公共施設や公有地等も含	市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。	市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。

			めた、地域全体のまちづくりとしての在り方を検討すべきである。		
8	高齢介護課	老人福祉センターで実施されている入浴事業の今後の在り方について	老人福祉センターが設置された40年以上前と比べると、高齢者福祉に求められる役割も変化している。介護予防や社会参加の拠点としての役割など、入浴事業の利用者数の推移、入浴事業の実施コスト、将来の維持更新費用、他市の状況なども踏まえ、更に地域全体のまちづくりとして、両老人福祉センターの在り方も踏まえて、入浴事業の継続の可否について検討されたい。	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。
9	高齢介護課 地域支援室	今後の事業継続について	「見守りネットワーク推進事業」のサービス内容は、「訪問介護等の提供事業以外の日常生活上の支援及び指導」であり、内容自体曖昧である。 「孤独死防止事業」のように、特定の事業者へ委託費を払って見守り事業を推進してもらうのではなく、広く身近な人たちに見守り、支えあいの意識をもってもらう「高齢者見守りサポーターやお」事業の方が、事業の性質にあっているのではないかと思われ、事業の実施内容の整理が求められる。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、総合事業における訪問型サービスへの移行を含めて検討をすすめてまいります。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、事業の在り方や総合事業における訪問型サービスへの移行可能性について検討を進めております。
10	高齢介護課 地域支援室	モデル事業として継続していることの問題点について	「孤独死防止事業」は、平成16年に国費・府費を財源とした介護予防事業・地域支えあい事業として始まった。現在、事業が実施されているのは桂中学校区の1地区のみである。平成17年以後は新たな事業者の募集も行われていない。 これまでの実績や収集した資料に基づき、モデル事業であることの意義や、今後の事業の在り方や方向性について検討すべきである。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、事業の在り方や総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。

【令和2年度】公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(個別事項)

(2)八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	地域共生推進課	錦温泉の今後のあり方について	当該施設は、近隣の市営住宅の風呂設置率等も踏まえて、今後も長期間、利用料金収入と同程度の指定管理料を支出して維持すべきかを検討し、施設のあり方そのものについて検討すべきである。また、市の負担を抑え、また、民間の公衆浴場と比較して公平な形での対策についても検討すべきである。	錦温泉の今後の在り方については、令和3年3月策定の「市営住宅機能更新事業計画」を勘案しつつ、今後も継続して在り方の検討を進めてまいります。	錦温泉の今後の在り方については、令和3年3月策定の「市営住宅機能更新事業計画」を勘案しつつ、今後も継続して在り方の検討を進めてまいります。

(5)八尾市自転車駐車場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	都市交通課	定期利用者の確認の厳格化について	駐車場定期利用の申込・更新の際、現金事故を減らすため、自転車駐車場の定期利用に関して定期駐車券の連番管理を行うなど、不正発行を事前に防止することができるような、厳格な策を検討されたい。	駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、他市の事例を参考に対策案を検討しております。	駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、定期自動更新機の導入を進めてまいります。

(6)八尾市生涯学習センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	生涯学習課	利用料金の返還・還付についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者のキャンセルが発生した場合の規定として、既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、キャンセル分の料金について混乱を招きかねない文言があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。
4	生涯学習課	利用料金収入に関する基本協定書の文言について	協定書では、利用料金の見込み額が当初見込みを下回った場合でも、市はその補填を行わないということを定めているが、そのような規定を定めなくても本来的には問題ないように考えられ、その文言が存在することにより、運用が分かりにくくなる可能性もある。次回の協定書の締結の際にはより趣旨が明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。

(7)八尾市立総合体育館、八尾市立屋内プール等のスポーツ施設

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	文化・スポーツ振興課	自主事業の施設使用料について	自主事業で使用している「多目的室」は、部屋として独立した空間であるが、指定管理者が無償で優先的かつ排他的に利用している根拠が不明瞭である。市は、無条件に無償の貸与を認めるのではなく、一定の対価を徴収することも含めて検討すべきである。また、多目的室は施設案内等にも記載されておらず、市民が利用できる場所ということが周知されていない。市民に開放することなども検討されたい。	「多目的室」の位置付けや取扱いについて、公の施設として適切な利用となるよう整理を行っております。	「多目的室」の位置付けについては共用部として整理し、自主事業で使用する場合は、目的外使用許可を受け、使用料を支払うよう募集要項に明記しました。 自主事業として使用しない場合、市民が利用できる場所として周知するよう、指定管理者と協議してまいります。

(8)八尾市立大畑山青少年野外活動センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	生涯学習課	基本協定書の「備品」の文言について	次回の協定書の締結時までに協定書の「備品」「備品等」という文言を見直しし、所有権が八尾市に帰属すべき備品を「備品Ⅰ」、指定管理者に所有権が帰属すべき備品を「備品Ⅱ」とする定義の規定を入れるなど、その文言に従って、各規定における「備品」「備品等」がどちらを指すのかが、明確になるように協定書の文言を修正すべきである。	協定書の文言について、備品の定義が明確となるよう、見直しを進めております。	協定書の文言について、備品の定義が明確となるよう、見直しを進めております。

7	生涯学習課	利用料金の返還等についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者にキャンセルが発生した場合の規定として既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、文言の一部について、やや混乱を招きかねないような表現があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。
---	-------	---------------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------------

(10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	観光・文化財課	収集保管されている文化財の保存のあり方について	文化財の保管にあたり、地震発生時を想定した保管方法を検討されたい。また、出土物の保管に関する長期的な保存の方針が確立されていないという問題点を解決されたい。なお、保管場所の不足問題は、指定管理者のみでは解決困難であり、市として、保管方法の改善も含め、短期的な解決が難しいとはいえ、保管に関する方針を確立していく必要がある。	指定管理者とともに、出土品の保管状態を点検し、対応可能な安全対策を行います。 長期的な出土品の保管についての方針を検討いたします。	指定管理者とともに、出土品の保管状態を点検し、対応可能な安全対策の検討を行っているところです。 長期的な出土品の保管についての方針を検討しています。
9	観光・文化財課	成果の発信方法に関する、業務水準の明確化について	仕様書のうち、広報活動等に関する部分は、ホームページなどの広報活動について「積極的に取り組むこと」、刊行物の作成及び配布についても「行うこと」となっており、明確化がされていない。ホームページに関しては記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するなど、業務水準を固定化されたい。	次回の指定管理者の選定に向け、仕様書にホームページの記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するようにいたします。	当該センターは令和5年度末に廃止することとなったため、市が行う令和6年度以降の広報活動等に寄与するよう、廃止までの間、取り組みの手法等について指定管理者と協議してまいります。

(13) 安中新田会所跡旧植田家住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(目的を限定した利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、利用の目的に言及する部分につき、条例と利用規約との関係性が明示されておらず、条例とは別のルールが定められているかのような誤解を生みかねない。許可が可能な具体的な利用の例を例示するなど、より分かりやすい形に改められたい。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めています。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めています。
11	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(営利目的の利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、営利目的による利用に関する部分につき、条例の定めを超えて、独自のルールを定めていると読めなくもないため、施設の有効な活用及び市民から見た時のルールの明確化の観点から、条例の範囲内で一読してわかりやすい利用規約の整備を行うべきである。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めています。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう求めています。

(16) 八尾市立龍華図書館

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	生涯学習課	市立図書館全体への今後の指定管理者制度の導入につ	4つの市立図書館について、直営による運営・指定管理者による運営それぞれに、民間のノウハウの活用というメリットと、指定管理者制度による運営の収支構造上のデメリットが存在する。4館(八尾、山本、志	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれること	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、一定の効果が見込まれること

		いて	紀、龍華)の運営について、直営館と指定管理者運営館とを併存させ、双方でサービスを競い合う、いわゆるハイブリッド型での運営を検討されたい。	から、導入の方向性を決定し、引き続き検討を進めているところです。	から、導入の方向性を決定し、引き続き検討を進めているところです。
--	--	----	--	----------------------------------	----------------------------------

(17)八尾市営住宅

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	住宅管理課	指定管理者の創意工夫の余地をより広く認める仕様の設定について	指定管理者の創意工夫に委ねるべき部分について、市が過度に介入すべきではない。仕様を定めるにあたっては、指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分がないかという観点から、改めて仕様内容を精査すべきである。その際、駐車場管理を自治会等に委託することを義務付ける点については、見直す方向で検討すべきである。	指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集の仕様内容を見直します。	指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集の仕様内容を見直します。
14	住宅管理課	住み替え誘導の一層の促進について	「八尾市営住宅機能更新事業計画」において、老朽化が著しい等により建替が必要と判断した住棟の現居住者について、他の住居への住み替え誘導等を行うこととしているが、必ずしも計画どおりには進んでいない。住み替え誘導は、市営住宅の管理コスト削減への貢献度が高いことから、時期を区切って進め、それでも住み替えが実現しない場合、法的手続きも視野に入れた対応も検討すべきである。	対象入居者の意向等を確認し、住替え可能な住居の確保を行い、速やかに住替えが行えるよう対応してまいります。また、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合、法的手続きも含めた対応が可能であるかについては引き続き検討しております。	対象入居者の意向等を確認し、住替え可能な住居の確保を行い、速やかに住替えが行えるよう対応してまいります。また、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合、法的手続きも含めた対応が可能であるかについては引き続き検討しております。
15	住宅管理課	指定管理者応募者への情報提供のあり方について	指定管理者選定手続の過程で、応募者からの質問を受け付け、これに対する応答をホームページで公表するという手続が経られているが、事業者からの質問に十分な回答がなされていないものがあつた。指定管理の応募者が、収入・支出を正確にシミュレートし、採算性や専門的な従業員の確保の可能性を検討できるよう、公募手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において積極的に情報提供することや、質疑の手続きには、十分な時間を確保的に回答すべきである。	今後の指定管理者の選定手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において、積極的な情報提供や質疑の手続きに十分な時間を確保的に回答します。	今後の指定管理者の選定手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において、積極的な情報提供や質疑の手続きに十分な時間を確保的に回答します。

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(共通事項)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	契約検査課	財務規則第 122 条第6号による契約保証金の免除のあり方について	八尾市財務規則第 122 条第6号の適用においては、現在、具体的な適用基準や例がない。他の地方公共団体における契約保証金の免除に関する規則及びその運用の状況を踏まえ、財務規則の改正や同規則の解釈の運用指針等において具体的な適用基準や例を示すなどして、契約保証金免除のあり方を検討	契約事務の適正な執行に向け、本市財務規則の当該部分に関する適用範囲の解釈及び運用について、具体的事例を記した通知を発し、誤りが生じないように全庁的な見直しに取り組みました。 なお、財務規則の改正を含む契約保証金免除にかかるあり方の検討の為、他市状況の調査を	契約事務の適正な執行に向け、本市財務規則の当該部分に関する適用範囲の解釈及び運用について、具体的事例を記した通知を発し、誤りが生じないように全庁的な見直しに取り組みました。 なお、財務規則の改正を含む契約保証金免除にかかるあり方について、他市状況の調査結果を

		されたい。	行い、対応方針の検討を進めております。	踏まえ、対応方針の検討を進めております。
--	--	-------	---------------------	----------------------

(各論事項)

(2)本庁舎警備及び建物総合管理業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	総務課	同一の業者による応札が継続している状況について	入札で、長期間にわたり同一業者の応札が継続している状況は、潜在的な理由があると考えられるため、全庁的な取り組みとして同一業者との契約が継続しているものの見直しを進めるなかで、背景事情の解明に努められたい。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 本業務については、同一事業者による落札が継続しているものの、複数事業者から応札がある状況にありますが、次回の入札実施状況により、全庁的に定めた見直し手続きに基づいて対応してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 本業務については、同一事業者による落札が継続しているものの、複数事業者から応札がある状況にありますが、次回の入札実施状況により、全庁的に定めた見直し手続きに基づいて対応してまいります。

(4)八尾市外国人相談窓口運営業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	人権政策課	外国人相談窓口の在り方について	相談窓口について、将来的には、国の交付金事業が終了する時期が来るため、持続可能な方法のもとで、事業目的を実現するためには、サービス水準の見直しや、一定の相談内容には受益者負担を導入するなど、事業の在り方の見直しを検討すべきである。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 国の交付金事業が終了することを見据え、外国人住民間の共助を促す取り組みや必要性を勘案した対応言語の精査、受益者負担の検討など、事業の在り方の見直しを行ってまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 国の交付金事業が終了することを見据え、対応言語については利用実績を踏まえつつ精査を行いました。 (措置済み) 引き続き、外国人住民間の共助を促す取り組みや受益者負担の検討など、事業の在り方の見直しを行ってまいります。
4	人権政策課	今後の契約相手方選定にあたっては競争性を取り入れた方法とすべきであること	現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務の多くの範囲の再委託がされている状況が見受けられ、競争性を排除していることと矛盾している。遠からぬ時期に、契約相手方の選定にあたり、競争性・公平性が確保される契約方法(プロポーザル等)を採用すべきである。 なお、今後の ICT 技術の活用見込みなどを踏まえると、これらの技術の活用により長じた業者への委託が予算の有効活用につながる可能性が考えられるため、仕様書を作成する際に、併せて検討されたい。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 外国人材の受入拡大に対応するため、国の交付金を活用し、外国人支援のノウハウや情報が集約されるような手法を取りつつ、外国人相談窓口体制の整備を進めているところです。 本業務内の通訳・翻訳業務において、ICT 技術の活用により長じた業者へ業務委託する等、契約の競争性が確保できる方法を検討してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 外国人材の受入拡大に対応するため、国の交付金を活用し、外国人支援のノウハウや情報が集約されるような手法を取りつつ、外国人相談窓口体制の整備を進めているところです。 本業務内の通訳・翻訳業務において、ICT 技術の活用により長じた業者へ業務委託する等、契約の競争性が確保できる方法を検討してまいります。

(5)八尾市男女共同参画センター業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	人権政策課	男女共同参画センター(すみれ)の行う情報発信事業の再構築について	男女共同参画にかかる情報発信について、いかなる情報を誰に向けて発信するのか、その目的と効果との関係からいかなるツールを用いるのが効果的であるのか、再度、見直しを行い、事業内容のさらなる整理を検討すべきである。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 令和4年 12 月より Facebook に加え、新たに Twitter、LINE を用いた情報発信に取り組んでおり、効果的な情報発信方法について、引き続き検討してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 令和4年 12 月より Facebook に加え、新たに Twitter、LINE を用いた情報発信に取り組んでおり、効果的な情報発信方法について、引き続き検討してまいります。

(6)外国人市民情報提供事業委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	人権政策課	八尾市外国人相談窓口運営業務委託事業との統合と競争性	「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」とは、業務目的が重複しており、後者については2号随契による理由は乏しい。将来的には事業を統合したうえプロポーザル方式により相手方	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 より合理的で効果的な事業となるよう業務を整理し、「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」の統合に向けて検討を行います。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 より合理的で効果的な事業となるよう業務を整理し、「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」の統合に向けて検討を行います。

		のある契約方式の採用について	を選定する方式とし、競争性を適切に取り入れるとともに、民間を含めた様々な応募者からの提案により、よりよい業務内容へ仕様を高めていくことを検討すべきである。		
--	--	----------------	---	--	--

(7) 人権啓発関係業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	人権政策課	委託費の積算根拠が不明確であり、また、委託費の精算もされていない	委託費については、実際に要している費用の実態を把握して、その金額を踏まえた真に必要な金額を精緻に積算する必要がある。また、委託費を概算払いとし、精算を予定している以上、精算の要否を検討するための支出実績を確認のうえ、的確に精算を実施すべきである。 なお、精算対象費目の基準が不明確であることに起因し、精算の要否の判断が困難となっているように思われる。精算対象とすることになじまないと思われる人件費については、業務量に対し過大でないかを不断に検討すべきである。	細目が記載された見積書を徴取し、また、実際に要している費用の実態を把握したうえで、契約や精算の手続きを行ってまいります。	令和5年度の委託契約について、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、委託費の細目を把握した上で契約を締結しました。 精算の手続きについては、引き続き見直しを検討してまいります。

(8) 八尾市人権啓発事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	人権政策課 会計課 行政改革課	公金外現金の管理方法について	職員が公務として公金外現金を取り扱う場合についての取り扱いルールを制定すべきである。また、委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員が同一であることは、事務について適切なチェックが働きがたいため、それらを担当する職員を分離する等の改善をすべきである。	委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員を別の職員にすることで、チェック機能を維持し、適切な事務処理を実施しております。 また、公金外現金に関する全庁的なルールの作成に向け、他市状況の調査を行い、取り扱いに係るルール作りを進めております。	委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員を別の職員にすることで、チェック機能を維持し、適切な事務処理を実施しております。 また、公金外現金に関する全庁的なルールの作成に向け、他市状況の調査を行い、取り扱いに係るルール作りを進めております。

(9) 市民課及び庁内案内の窓口業務委託

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	市民課 コミュニティ政策推進課	仕様について(サービス要求水準と指標の設定について)	業務仕様において、受託事業者に対し複数のサービス要求水準の達成・維持向上を求めているところ、指標が適当であるか疑義がある点や、要求がやや過大になっている点が見受けられる。窓口業務全体の成果など市民サービスの向上に向けた、的確な指標となるよう見直すべきである。	窓口業務委託における指標について、他市の状況や事業者からの提案内容を勘案しつつ、指標を定めることに対する効果検証を行い、次期事業者選定時における仕様書に反映してまいります。	窓口業務委託における指標について、他市の状況や事業者からの提案内容を踏まえ、令和5年10月からの新たな契約における仕様書に反映するよう手続きを進めているところです。

(12) 診療報酬明細書等点検業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	健康保険課	委託費の適切性の検証の不十分性	本事業については民間事業者に対する委託の他、国保連に対する委託を行うことも考えられるところ、市は国保連に委託を行った場合の単価等を把握していなかった。競合事業者を探索し、複数事業者からも見積書の提出を受ける等、今後は委託費の適切性をよ	複数事業者から見積書を徴取し、委託単価を把握することで、委託費の適切性について検証を進めてまいります。	複数事業者から見積書を徴取し、委託単価を把握することで、委託費の適切性について検証を進めてまいります。

			り慎重に検証すべきである。		
11	健康保険課	指名競争入札の際の指名	<p>本事業について指名競争入札を実施する際、入札参加者の指名は、類似業務の実績などの観点から判断して3の事業者のみに対して行われていたが、候補となる事業者が他にも一定数存在するようにも思われた。そのような場合、市財務規則の「なるべく5人以上の指名」を満たすよう実施すべきである。</p> <p>また、指名業者の入れ替えや追加を行うことや、明確かつ合理的な指名事業者の選定の基準を事前に制定しておき、事後に指名に関する疑義が生じないようにすることが望ましい。</p>	条件付き一般競争入札により選定を行うことで、より公正性と透明性を確保する方針としております。	条件付き一般競争入札により選定を行うことで、より公正性と透明性を確保する方針としております。

(18) 休日急病診療所窓口業務、診療報酬明細書作成及び総括業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	健康推進課	徴収事務委託の範囲等を示す「告示」について	この契約では「診療費」と「文書交付手数料」の2種類の歳入について、徴収の事務を委託しているが、徴収事務を委託する旨の告示では「休日急病診療料」と表示している。市民に対する情報提供の性格を有する「告示」において、正確な記載を行うべきであり、契約書・仕様書においても、2種類の徴収事務を委託していることが分かるような記載に変更すべきである。	今回の入札により決定した事業者との契約に係る告示について、今回指摘された内容を反映する予定としています。	今回の入札により決定した事業者との契約に係る告示について、今回指摘された内容を反映する予定としています。
13	健康推進課	診療料の徴収事務委託における現金の取扱いについて	現在、市の職員が、月ごとに4回から5回にかけて、患者等からの診療費等の現金を移動させるというリスクを負い、また、その度に納付書を作成しては、市の職員が金融機関まで出向いていくという事務的な負担を負う方式が用いられている。今後は、徴収を行っている受託者側が納入する方式に変更されたい。	今回の入札において、今回指摘された内容を入札仕様書に反映する予定としています。	今回の入札において、今回指摘された内容を入札仕様書に反映する予定としています。

(19) 八尾市立中小企業サポートセンター事業業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	産業政策課	プロポーザルの活性化について	現在、プロポーザルにより選定された平成29年度の契約者と、継続して随意契約を締結している。プロポーザル手続が行われた当時、このように随意契約が継続されるとの明示がなかったが、今後は、プロポーザル時に委託を継続することを予定する期間を明示する、または債務負担行為による複数年契約の活用等を検討されたい。	<p>同一事業者と継続して随意契約を締結している状況について、令和4年度にプロポーザル方式による公募を行い、複数事業者による競争のもと選定を行いました。</p> <p>なお、公募時の評価対象に支援効果の継続性等を加えており、次回公募時における継続予定期間や債務負担行為の活用などについて、今回の提案内容や事業の実施状況等を精査する中で検討しているところです。</p>	<p>同一事業者と継続して随意契約を締結している状況について、令和4年度にプロポーザル方式による公募を行い、複数事業者による競争のもと選定を行いました。</p> <p>なお、公募時の評価対象に支援効果の継続性等を加えており、次回公募時における継続予定期間や債務負担行為の活用などについて、今回の提案内容や事業の実施状況等を精査する中で検討しているところです。</p>

(22) 8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	循環型社会推進課	指定袋制を採用し無償で配付するという委託	大阪府内では、現在、八尾市のみが、指定ごみ袋を無償で配付するという方式を採用している。しかし、この方式は、ごみ袋の製作費用・配送費用のみなら	令和3年3月に策定した八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)において行っている現行の指定袋の効果検証を踏まえつつ、今後のごみ量	令和3年3月に策定した八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)において行っている現行の指定袋の効果検証を踏まえつつ、今後のごみ量

	業務自体のあり方について	ず、配送の対象とならない市民への窓口配付や、配送数量の確認等のための人件費のコストが生じている。他の方式を含む方法の選択については、それぞれの諸々のコストや移行のコスト等の考慮を要するところ、ごみ袋に関する制度のあり方を検討する必要がある。	の推移を注視しながら、指定袋制度のあり方について検討してまいります。	の推移を注視しながら、指定袋制度のあり方について検討してまいります。
--	--------------	--	------------------------------------	------------------------------------

(23) 道路・水路台帳更新業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	土木管財課	契約相手方の固定について	現在、道路台帳等のデータを更新するという業務について、同一事業者への随意契約が継続しており、その前提となるシステムの定期的な更新についても同一事業者への随意契約が継続している。一方で、道路台帳のシステムの更新時に他業者の参入可能性を検討しシステムを見直した場合には、更新業務についても競争が可能となり委託業務のコスト低減につながる可能性がある。入札やプロポーザル、複数者の見積もりを比較したうえでの随意契約等の可否を検討すべきである。 また、他の所管課のシステムとの統合等によるトータルコストの削減についても、更新等にあって検討すべきと思われる。	令和8年度の道路台帳管理システム更新に向けて、複数事業者の見積書を徴取し、コストについて精査してまいります。 また、システム内の地図情報については、他所属との統合等が可能であるか検討してまいります。	令和8年度の道路台帳管理システム更新に向けて、複数事業者の見積書を徴取し、コストについて精査してまいります。 また、システム内の地図情報については、他所属との統合等が可能であるか検討してまいります。

(25) 八尾市水道料金徴収等総合業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
17	お客さまサービス課	公募型プロポーザルの参加者を増やす努力などについて	公募型プロポーザル方式の参加者を増やすため、提案見積金額上限額を積算する際の見積額の提出を他の業者にも依頼する、参加について積極的に声がけする等を行うことが望ましい。また、現契約者から聞き取りを行うなどして業務内容を見直すことが、契約額の経済性・合理性を高めることにつながる可能性がある。加えて、業務を仕様落とし込み、一般競争入札あるいは指名競争入札を行うことも検討されたい。	提案見積金額上限額を積算する際には複数の業者に見積もりを依頼することや参加者を増やすための取り組みに努めてまいります。 また、現在の委託業務の内容を再度見直し、仕様書を精査した上で、一般競争入札も含めて選定方法を検討してまいります。	提案見積金額上限額を積算する際には複数の業者に見積もりを依頼することや参加者を増やすための取り組みに努めてまいります。 また、現在の委託業務の内容を再度見直し、仕様書を精査した上で、一般競争入札も含めて選定方法を検討してまいります。
18	お客さまサービス課	他市比較の実施について	価格や業務の適正性を検証する手法として、同様の業務を外部委託している他市と比較を行うことにより、業務内容の改善、価格の妥当性の検証などを行われたい。	八尾市と同等規模の市に対し、業務委託料や業務内容について照会等により調査を行い、比較検証してまいります。	八尾市と同等規模の市に対し、業務委託料や業務内容について照会等により調査を行い、比較検証してまいります。

(27) 令和2年度平日昼間水道施設修繕補修業務・令和2年度休日夜間水道施設修繕補修業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
19	工事管理課	入札の競争性の確保について	市は、入札参加資格の要件緩和等、入札参加者を拡大する見直しを進めているが、受注者がその他の業務従事者を選任する方式は、関与業者の固定化に	漏水修繕は特殊な技術が必要となるため、漏水修繕をできる業者が限られているのが現状であります。	漏水修繕は特殊な技術が必要となるため、漏水修繕をできる業者が限られているのが現状であります。

			つながりやすく、入札時の業者間の価格競争性の阻害要因となるリスクがあるため、より一層、一般競争入札における価格競争性および透明性が確保できるような方策を検討されたい。	今後の業者の技術向上を期待し、また価格競争性、透明性が確保されるように、入札参加者の拡大及び入札参加資格の要件についての検討を進めています。	今後の業者の技術向上を期待し、また価格競争性、透明性が確保されるように、入札参加者の拡大及び入札参加資格の要件についての検討を進めています。
--	--	--	---	--	--

(29) 八尾市英語指導者派遣事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
20	学校教育推進課	ネイティブ英語指導者(NET)の資格要件の確認	事業者に対して、仕様書の資格要件を満たした者がネイティブ英語指導者(NET)として選任されていることを確認できるような書面や根拠書類を提出する義務を課すように仕様書を見直すべきである。また、市が学校訪問時に確認した英語指導能力に関するNETの適合状況については、書面で評価結果を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 資格要件が確認できる書類の提出義務について、仕様書に明記するよう見直しを行ってまいります。 また、NET の評価については、手法を含めて検討してまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 資格要件が確認できる書類の提出義務について、仕様書に明記しました。 (措置済み) また、評価については、手法を含めて検討してまいります。
21	学校教育推進課	効果指標の設定と事業の見直し	英語力向上を期待する事業効果を測定する指標として、現行の2技能に限定した効果指標は不十分であり、国や府に報告している4技能を含めた英語力の測定指標についても有効に活用することが考えられる。また、現在、4技能にかかる市の報告数値は、国や府の目標値及び実績平均値をともに下回っている状況にある。市は、保有データを活用し、施策の効果を振り返り、費用対効果の面から見直しを行い、やり方の工夫や事業そのものの企画変更など、効果の向上を志向することを検討されたい。その際、成果を挙げている他市の方法等を参考に事業の改善に取り組むこともよいと考えられる。	他市事例を参考とするため、視察を行うなど、より事業効果を向上させるための取り組みを行っております。また、指標の設定については、他の指標や実績値を含め、検討してまいります。	他市事例を参考とするため、視察を行うなど、より事業効果を向上させるための取り組みを行っております。また、指標の設定については、他の指標や実績値を含め、検討してまいります。

(32) 八尾市小学校給食調理業務委託契約

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	学務給食課	変更契約(ミキサー食導入に伴う変更契約)の問題点について	喫食に配慮を必要とする児童が在籍している小学校において、給食の一部をミキサーにかけるための変更契約が行われているが、ミキサー食導入のための業務量の増加に伴う増額幅が過大であると思われる。また、学校間で生じている増額幅の差異について合理的な説明が困難である。変更契約に際しては、事業者側の提示した金額の妥当性を吟味する必要がある。	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 ミキサー食導入に伴う変更契約について、増額金額の妥当性の検証精度を高めるため、手続きの見直しを行ってまいります。	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 ミキサー食導入に伴う変更契約について、増額金額の妥当性の検証精度を高めるため、手続きの見直しを行ってまいります。
23	学務給食課	変更契約(食数増加に伴う変更契約)の妥当性について	食数増加に伴う変更契約に際して、「八尾市調理員配置基準」が用いられているが、この「基準」は表が存在するのみであり、その内容や詳細が不明であり、その適用要件等が不明確であるなど、適切な積算に向けて課題があるため、改善されたい。また、適宜基準の見直しを行う仕組みを検討するとともに、入札時の単価が増減される場合にも適用されるものとして、相	「八尾市調理員配置基準」について、他自治体の状況等を参考にしながら見直しを実施し、また、適宜見直しを行う仕組みの検討を行ってまいります。	「八尾市調理員配置基準」について、他自治体の状況等を参考にしながら見直しを実施し、また、適宜見直しを行う仕組みの検討を行ってまいります。

		応の根拠を持つ、明確な基準作りを検討されたい。	
--	--	-------------------------	--

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 基金の管理

(個別事項)

(1) 奨学資金貸付基金

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	学務給食課	債務者が長期間居所不明になっている債権の不納欠損処理について	過去の当基金からの貸付のうち、貸付を受けたものが居所不明になった債権については、早急に回収可能か検討して、回収不能と判断した場合には不納欠損処理を行うべきと考える。		当該債権については、早急に回収可能か検討してまいります。
2	学務給食課	奨学資金貸付基金の名称使用について	当基金を管理目的で使用しているが、基金の名称を使用することは、地方自治法第 241 条に基づく基金と混同し、誤解を招きかねない。したがって、奨学資金貸付基金の名称を使用することは止めるべきである。		当該基金の名称の取り扱いについて検討してまいります。
3	学務給食課	運用益金の処理について	当基金から生じた運用利息については、過去から継続して一般会計歳入歳出予算に計上しており、当基金の積立てには編入していない。 当基金は、八尾市奨学基金条例に基づくものであることから、当基金から生じた運用利息については、適用する八尾市奨学基金条例に明記されている運用益金の処理に従い、基金に編入すべきである。		当該基金から生じた運用利息について、条例に規定する運用益金の処理に従い、基金に編入するよう、事務を改めてまいります。

(2) 杉本久仁一子ども食育支援基金

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	学務給食課	成長手帳作成事業に係る基金からの充当額について	「八尾っ子せいちょうぶっく」の作成費用について、基金の適切な費用負担とするべく、「成長手帳作成事業」に充当すべき費用の根拠となる請求書等を子ども施設運営課から入手し、基金から支出する金額の妥当性について担当課も確認を行うべきと考える。また、作成費用にかかる当基金の負担割合についても、改めて検討を行うべきと考える。		基金から支出する金額の妥当性について、充当費用の根拠となる請求書等を入手し、確認を行ってまいります。 また、作成費用にかかる当該基金の負担割合についても、改めて検討を行ってまいります。

2. 債権の管理

(個別事項)

(1) 老人福祉施設利用者負担金等

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	高齢介護課	延滞金の徴収	納付期限を超過した老人福祉施設利用者負担金		当該負担金等に係る延滞金について、税外歳

	減免手続きについて	等については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。		入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条の規定に基づく免除を実施する場合の要綱の制定について検討しているところです。
--	-----------	---	--	--

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 基金の管理

(共通事項)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	財政課 各基金担当課	基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて	市は、基金が有効活用されているか、社会情勢等の変化に伴い基金の必要性が疑わしい状況にないかなど、定期的に「基金の見直し」を行うべきであり、その仕組みを全庁的に設ける必要があると考える。		基金の見直しについて、全庁的な方針を定め、各基金所管課において定期的に実施する仕組みを検討してまいります。
2	財政課 各基金担当課	基金にかかる方針及び中長期計画について	基金は特定の目的のために財産を維持し、積み立て、又は定額の資金を運用するために設定されている。特定の目的に取り組むためには、本来、必要となる資金の目標額があり、それに向けた積立計画が必要であり、また目的達成に向けた活用の「方針」を策定する必要がある。 また、基金の性格にもよるが、安定的な積み立ての見込みが立つ場合や多額の資金を保有する場合などは、「方針」に基づき「中長期計画」を策定する必要があるかどうかとも検討するべきと考える。		各基金の設置目的や資金運用の形態などを踏まえ、積立計画や活用方針の策定について必要に応じて取り組んでまいります。
3	財政課 各基金担当課	基金の設置ルールについて	新たな基金の設置を検討する場合には、個人名を冠することの是非を含め、全庁的な設置ルールに基づいて行う必要があり、そのためには一定の判断基準を設けるべきと考える。		基金の見直し方針による既存の基金の見直しや新たな基金の設置検討する際のルール等について検討してまいります。
4	財政課 各基金担当課	基金に積み立てる寄附金の活用目的変更に係る事前合意について	寄附によって積み立てられている基金は、寄附者の意思を尊重して事業を実施する必要があるが、経済・社会情勢の変化により基金の意義が薄れる可能性もある。 寄附金を受け入れて一定の年数を経過したのちには、改めて基金の存続の可否について検討すること、検討の結果によっては類似目的の基金に寄附金が編入される可能性があることを、寄附者から寄附金を受け入れる時に合意を得ておくことが望まれる。		基金設置から一定期間が経過し、経済・社会情勢の変化により、設置時の意義が薄れたと判断される基金については、一定のルールのもとで整理できるよう検討を進めます。
5	財政課	基金の財源となるふるさと納税における活用分野の設定について	基金において実施する事業が十分なものとなるために、ふるさと納税の活用分野を集約して、基金の目的に親和性のある基金を複数カバーできるように設定するべきと考える。		活用分野の集約など、いただいた寄附金を有効に活用できるよう検討してまいります。

		いて			
6	財政課 各基金担当課	基金の活用状況にかかる情報開示について	ふるさと納税の活用分野の一覧や過去からの受入金額、基金において実施している事業名などは、市のホームページに掲載されているが、個別具体的な活用状況の報告は、担当課に委ねられている。 積極的に寄附してもらえるようにアピールできているか、活用状況が十分にされているかについて、各基金の担当課は再点検を行うことが必要と考える。		基金の活用状況に係る情報開示について、財政課及び各基金担当課において、再点検の上、ホームページへの掲載内容の見直しを行っております。
7	会計課	基金の資金運用に係る運用対象について	基金の効率的運用を行い得るよう、運用対象を預金債権とする場合の運用期間を拡大する規定の見直しを図るべきであると考え。 また、繰替運用や取崩しの想定されない基金の資産については、会計年度内を運用期間とする必要がないため、複数年を運用期間とする預金債権以外の運用対象、例えば債券を運用対象とすることで、運用収益を拡大させることが可能となる。		預金債権の運用期間を拡大する規定の見直しや基金の運用対象については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。
8	会計課	資金運用に係る諸規則等の整備について	現在の超低金利情勢においては、資産の効率的活用という視点から債券への投資も選択肢のひとつとして検討すべき事項であり、そのためには、「八尾市債券運用基準」の再整備を行い、併せて基金の活用計画を策定し、具体的な資金運用を検討していくべきであると考え。		債券運用基準の再整備や基金の活用計画の策定については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。

(個別事項)

(1) 職員厚生事業基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	職員課	今後の基金の在り方、活用の方向性の検討について	基金の積立では運用利息のみであることから、基金設立当時の職員が負担していた基金の設立原資である当初分配金を元に現在在籍している職員が基金を活用しているにすぎない。 将来の基金の活用方針次第では積立が必要になることから、今後の基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが重要であると考え。		定例開催している職員厚生事業基金検討会議において、改めて基金の設置経過やこれまでの活用状況を確認した上で、今後の基金の在り方等について検討してまいります。
10	職員課	健康増進事業の周知状況について	利用実績が低い助成制度については、その原因を調査して、利用者への周知方法に問題がないか、助成対象範囲が十分であることを含め市職員のニーズにあった内容か、などを毎年度検討した上で、次年度以降の助成制度の見直しを図るべきと考える。		定例開催している職員厚生事業基金検討会議において、制度周知の時期や手法について検討するとともに、助成の内容等、制度の見直しを検討してまいります。

(2) 国民健康保険出産費資金貸付基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	健康保険課	基金の廃止若しくは規模の縮小について	出産費資金貸付基金の役割は、出産育児一時金の直接支払制度の導入によって全うされたものと考え、当該基金の廃止若しくは規模の縮小を検討すべ		当該基金の廃止若しくは規模の縮小に向け、検討してまいります。

			きであるとする。		
--	--	--	----------	--	--

(5) 森林環境譲与税基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	農とみどりの振興課	基金の活用計画の策定について	基金を有効に活用するために、中長期の視点で計画を策定し、その上で、当該中長期計画に基づき年度計画を策定、実行するべきである。 そのためには、翌年度の使用可能性のみならず、中長期的な観点での使用可能性について全庁に対するアンケートやヒアリングにより情報を集めることが有用と考える。		当該基金の活用について、全庁に対するアンケートを実施したところです。 今後は、そのアンケート結果等を踏まえつつ、活用計画について検討してまいります。

(6) 高井道子公園基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	土木管財課	基金の活用方針の策定について	当面は、現在の資金残高を取り崩すことで、設備や安全な環境を維持・継続させることができるが、資金がなくなる時期を見据え、基金残高が十分にある現時点において、将来的な高井道子公園の在り方を検討し、財源となっている当基金の活用方針を策定することが必要と考える。		基金を活用している公園維持管理コストの検証や将来的な高井道子公園の在り方について検討してまいります。

(7) 奨学基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	学務給食課	奨学基金の在り方、活用計画の策定について	当基金からの事業費充当は運用利息のみで賄う方針としているため、奨学金事業費の財源は一般会計で補填を受けているが、ふるさと納税による積立分を運用原資に回さず事業費に充当すれば、一般会計からの補填は不要となる。または、基金の積立目標などの計画を立て、積立目標達成までは引き続き寄附金を奨学基金の運用原資とすることも考えられる。 したがって、ふるさと納税による寄附金の増加という環境変化の中、奨学基金の将来の在り方を検討し、中長期計画として定めるべきと考える。		奨学金事業費の財源について見直しを行い、令和5年度予算においては、一般会計からの補填は行わず、運用利息とふるさと納税による積立分を充当することとしました。 引き続き、寄附金等の財源の変化に対応するため、中長期計画の策定について検討してまいります。

(8) 奨学資金貸付基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	学務給食課	利用実績の乏しい貸付事業の廃止について	当基金による貸付制度は、大阪府育英会入学貸付金の制度と重複しており、利用実績からかんがみても、八尾市の貸付制度の役割は全うしたと考える。したがって、奨学貸付事業は廃止するべきである。 なお、貸付事業廃止までに、大阪府育英会入学貸付金の制度や八尾市の奨学金給付制度の周知方法等に市として課題がないかなど分析・検討し、利用予定者の不利益にならないような取り組みを行うことが望まれる。		利用予定者の不利益とならないよう、貸付事業を廃止する場合の市としての課題について分析・検討してまいります。

16	学務給食課	債務者が居所不明になった場合の債権の管理体制の整備について	長期の間、居所不明となっている未償還金に対して、回収への取り組み、不納欠損に向けた手続きがなされていなかったことを踏まえて、居所不明になった場合の未償還金の取り扱いなど、当貸付事業の回収事務についてルールを整備すべきと考える。		当該債権の管理体制について見直しを行ってまいります。
----	-------	-------------------------------	---	--	----------------------------

(9) 三好萬次奨学基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
17	学務給食課	基金の活用方法について	元本を維持し運用益を活用する方法は、安定的かつ継続的な運用に資するものとして、条例制定当時においては適当であったと考えられるが、現状においては、十分な活用方法とは言いがたい。 趣意書には、元本を維持することまでは明記されていないことから、当基金の活用方法については改めて検討すべきと考える。		当該基金の活用方法については、改めて検討してまいります。

(10) 杉本久仁一こども食育支援基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
18	学務給食課	基金を財源に実施する事業の有効性評価と基金の活用方針の策定について	寄附の目的である子どもの食育を充実させるためには、現在実施している学校食育推進業務委託事業の有効性評価を行ったうえで、基金の活用方針を定め、他の事業への活用を含め、さらなる基金の有効活用をするべく、活用方法の拡充を進めることが望まれる。		現在実施している委託事業の有効性評価を行うとともに、他の事業への活用など、基金を有効活用できるよう検討してまいります。
19	学務給食課	学校食育推進業務委託事業における欠食児童等に対する食事提供費用の精算方法について	毎年2,500千円が学校食育推進業務委託事業の予算として事業費に充当されているが、委託費の上限が決まっていると、委託費の上限までしか支援を行わないことから児童等に対して必要な支援が行き届かないといったことが生ずる可能性は否定できない。 欠食児童等に対する食事提供については実績払いとする契約を締結すべきと考える。		学校食育推進業務委託事業について、欠食児童等に対する支援を適切に行うことができるよう、委託費の支払い方法を見直ししてまいります。

2. 債権の管理

(個別事項)

(1) 障がい福祉サービス費等返還金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R5.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R5.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
20	障がい福祉課	分納期間が長期にわたる債権に係る債務者の財産調査について	収納の期間が長期に及ぶ等、一定の要件に該当する場合には、その分納期間の決定にあたって、債務者から決算書、確定申告書等の当該事業者の財産状況及び収入・支出状況を把握することができる証明書類の提出を条件とする等、より慎重な対応を行うべきであり、それを規定として明文化した上で市として運用すべきと考える。		長期にわたる分納期間を決定する際、債務者の財産状況を踏まえた適切な分納期間とするため、決算書等の財務書類の提出を求めるよう手続きを見直ししてまいります。

21	障がい福祉課	分納期間が長期にわたる債権に係る分納期間等の見直しについて	<p>収納が分納によって行われる場合には、債務者の財産状況等の定期的な更新を行い、分納期間の見直しの可否を検討すべきと考える。</p>		<p>分納期間が長期にわたる債権について、債務者の財産状況の把握を定期的に行い、その都度、適切な分納期間の見直しの可否を検討してまいります。</p>
22	障がい福祉課	滞留債権の専門家への回収依頼について	<p>通常、金額が大きく、滞留期間が長期化し、誠実に対応しないような債務者に対する債権は、法的強制力等、債務者が予見しない権限をもって請求しない限り、回収の可能性は極めて低い。</p> <p>回収、督促に関する内部規定を策定し、滞留期間、債務者の状況等、一定要件を定め、弁護士等に回収を依頼する等、回収可能性が高める施策を図るべきと考える。</p>		<p>専門家への回収依頼の検討も含め、回収、督促に関する内部規定を策定するなど、回収可能性を高める施策を図ってまいります。</p>
23	障がい福祉課	分納時における口座振替の利用について	<p>債務者が振込手続きを手作業で行う現在の方法では、収納漏れのおそれが生じるため、その度に市職員としては、確認、振込みの督促を行う必要がある。</p> <p>収納にあたっては、同作業に関して、省力化、簡略化することができ、収納漏れを防ぐことができる口座振替の利用を原則とすることを検討すべきと考える。</p>		<p>口座振替を利用することとした場合、債権者数が少ないことから手数料が発生するため、メリットとデメリットを整理し、利用について検討してまいります。</p>